

組合員資格得喪通知書

下記により組合員資格が得喪したので、土地改良法第44条第1項の規定により通知します。

尚、この通知により変更された土地については、賦課金、負担金は新資格者が納入者となること（土地改良法第43条第1項権利義務の継承）を、現資格者、新資格者ともに確認了承のうえ通知します。

令和 年 月 日 ←記入日・提出日等

住所 長岡市下々条町1903番地1
現資格者 氏名 福島江太郎(亡) 

〒 940 - 0011

住所 長岡市下々条町1903番地1
新資格者 氏名 福島江一郎 
(賦課金、負担金の納入者)
M T S 27 年 2 月 25 日生
(電話番号 0258 - 22 - 6111)

福島江土地改良区理事長 様

1 資格得喪の対象たる土地 (行数が不足する際は、複数枚を使い作成して下さい)

町名	字名	地番	地目 台帳 現況	地積(㎡)	摘要
下々条町	八百刈	999-9	田 田	999	
福島江土地改良区理事長 様 名義変更の際に土地の移動等なければ					
1 資格得喪の対象たる土地					
町名	字名	地番	地目 台帳 現況	町名の欄に1か所、“全筆”や“全耕地”と	
全 筆				お書き頂くだけで結構です。	

2 資格得喪の原因(該当箇所には○印、又は記入)

- 売買による
- 経営移譲による
- ☒ 相続による
- 交換による
- 利用権・賃貸借・使用貸借の解約
- その他()

3 資格得喪の時期 年 月 日 ←亡くなられた日等

*以下の欄については事務処理事項につき記載不要

組合員名簿	土地台帳	名寄台帳	賦課システム		

現資格者コード					
新資格者コード					

◎相続による名義変更の場合、被相続人（現資格者）様の押印は不要です。